



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1215	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1216	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1217	生活保護法による指定医療機関の再開	(").....	3
1218	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	3
1219	"	(").....	3
1220	"	(").....	4
1221	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	4
1222	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
1223	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	4
1224	指定自立支援医療機関の指定	(").....	5
1225	和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納事務の委託	(医務課).....	5
1226	血深井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	5
1227	木材業者等の登録	(林業振興課).....	5
1228	基本測量の実施	(技術調査課).....	6
1229	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1230	道路の供用開始	(").....	6
1231	道路の区域変更	(").....	7
1232	道路の供用開始	(").....	7
1233	道路の区域変更	(").....	7
1234	道路の供用開始	(").....	8
1235	道路の区域変更	(").....	8
1236	道路の供用開始	(").....	8
1237	道路の区域変更	(").....	9
1238	道路の供用開始	(").....	9
1239	道路の区域変更	(").....	9
1240	道路の供用開始	(").....	10
1241	道路の区域変更	(").....	10
1242	道路の供用開始	(").....	10
1243	道路の区域変更	(").....	11
1244	道路の供用開始	(").....	11
1245	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	11
1246	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築住宅課).....	12
1247	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港振興課).....	12
1248	港湾法による放置等禁止区域の指定	(").....	13

○ 監査公表

監査公表第27号

..... 14

告 示

和歌山県告示第1215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
紀訪新 7-30	一般社団法人幹	紀の川市貴志川町長原 528-7	幹（みき）在宅看護セ ンター	紀の川市貴志川町長原 528-7	令和 2. 5. 31
伊訪新 3-27	株式会社ビッグプラネ ット	伊都郡かつらぎ町丁ノ 町403-3	訪問看護ステーション そら	伊都郡かつらぎ町丁ノ 町403-3	令和 2. 9. 30

和歌山県告示第1216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
新訪新 6-31	株式会社アイドル	新宮市新宮3651-1	リビング訪問看護ステ ーション	新宮市新宮3651-1	令和 元. 7. 1
岩訪新 4-31	株式会社カルナエイト	和歌山市榎原250-3	訪問看護ステーション こむすび岩出紀の川	岩出市宮71-1 パスト ラルビル2階2-C	令和 元. 7. 1
海南訪新 13-31	医療法人同仁会	海南市築地1-50	阪井カルフル・ド・ ルポ	海南市阪井1769番地 1、1770番地1	令和 元. 9. 1
御訪新 5-31	株式会社フィール	御坊市湯川町小松原42 0-15 興土ビル4階A号 室	ひなた訪問看護ステ ーション	御坊市湯川町小松原42 0-15 興土ビル4階A号 室	令和 元. 9. 1
伊訪新 6-31	株式会社野菊	橋本市高野口町応其36	こもれびの里訪問看護 ステーション	伊都郡かつらぎ町笠田 東109-8	令和 元. 9. 20
海訪新 2-31	合同会社Leben	海草郡紀美野町小畑79 4-19	訪問看護ステーション Hanako	海草郡紀美野町小畑79 4-19	令和 2. 3. 1
田訪新 18-02	株式会社GET	大阪府岸和田市春木若 松町1-28	訪問看護ステーション でいご	田辺市高雄二丁目15-2 7	令和 2. 12. 1
海南訪新 14-02	一般社団法人来未	海南市且来46-3	訪問看護ステーション くるみ	海南市且来46-3	令和 3. 1. 1
田訪新 17-02	合同会社はる	田辺市下三栖1277-10	訪問看護ステーション はる	田辺市下三栖1277-10	令和 3. 1. 1

東訪新 7-02	株式会社ESPOIR	東牟婁郡那智勝浦町天満204	SOLEIL訪問看護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町天満204	令和 3.1.1
日訪新 2-02	株式会社KINJITO	大阪府貝塚市小瀬305-9	訪問看護ステーションナンバーワン日高	日高郡日高町荊木115-1	令和 3.4.1

和歌山県告示第1217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
紀薬新 22-26	タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	令和 3.3.1
田薬新 2-26	センザキ薬局	田辺市高雄一丁目14番34号	令和 3.11.8

和歌山県告示第1218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年 月 日
		旧	新	
新医新 11-26	真砂小児科	新宮市新宮7684-91	新宮市丹鶴二丁目4番13号	令和 3.7.1
新医新 21-26	いわさきメンタルヘルスクリニック	新宮市新宮7684-27	新宮市丹鶴二丁目3番20号	令和 3.7.1

和歌山県告示第1219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項（指定事業所の名称）		指定事業所の所在地	変 更 年 月 日
			旧	新		
紀訪新 6-26	社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナ老人訪問看護ステーション	聖アンナ訪問看護ステーション	紀の川市貴志川町上野山302-1	平成 31.4.1

和歌山県告示第1220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年月日
				旧	新	
紀訪新13-02	合同会社REWARD	紀の川市貴志川町北山520-5	Ocean訪問看護ステーション	紀の川市貴志川町北山520-1 グリーンハイツ北山2A	紀の川市貴志川町丸栖662	令和3.5.1

和歌山県告示第1221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
3061890111	株式会社DREAM・COMPANY	訪問看護ステーションFOR優	和歌山県岩出市吉田92-14 ソル・ヤード吉田201	訪問看護	令和3.12.1	令和9.11.30
				介護予防訪問看護	令和3.12.1	令和9.11.30

和歌山県告示第1222号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3051400178	ひかりスター	海南市岡田326	放課後等デイサービス	株式会社縁和会	和歌山市西小二里2丁目5番71号	令和3.12.1

和歌山県告示第1223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000639	多機能型障害者就労支援真絆	橋本市学文路136-1	就労継続支援A型 就労継続支援B型	有限会社ケイ・オフィス	橋本市学文路136-1	令和3.12.5

和歌山県告示第1224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社Podemos	西牟婁郡上富田町生馬321-74	訪問看護	たかの訪問看護センター	令和3.12.1
中根薬局	東牟婁郡串本町串本2098	—	中根千穂	令和3.12.1
株式会社ESPOIR	東牟婁郡那智勝浦町大字天満204番地	訪問看護	SOLEIL訪問看護ステーション	令和3.12.1

和歌山県告示第1225号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

2 委託した和歌山県立こころの医療センターにおける未収金

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費（患者負担分）等に係る未収金のうち同センターの指定するもの

3 委託期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

和歌山県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、血深井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1227号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
7007			令和 3.11.10	新宮市熊野川町日足58 3	大石林業 代表者 大石祐司	木材	新宮市熊野川町日足58 3

和歌山県告示第1228号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和4年1月7日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町

和歌山県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字水垣内16 20番3地先から同市桃山町黒川 字高尾274番1地先まで	旧	4.54 } 43.78	328.30	
同上	新	9.00 } 46.86	320.15	

和歌山県告示第1230号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市楠本字井戸381番12地先から同市島字久保26番75地先まで
供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字長畑 2558番1地先から同町大字山野 字下ノ上2153番2地先まで	旧	4.46 } 25.81	326.46	
同上	新	19.99 } 76.39	284.89	

和歌山県告示第1232号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字長畑2558番1地先から同町大字山野字下ノ上2153番2地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字笹3276番1地先から同町大字山野字光道3282番1地先まで	旧	5.00 } 9.30	68.30	
同上	新	13.90 } 23.60	65.00	

和歌山県告示第1234号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字笹3276番1地先から同町大字山野字光道3282番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字光道3282番1地先から同町大字山野字孫田3300番1地先まで	旧	4.14 } 13.59	247.80	
同上	新	13.36 } 41.22	240.00	

和歌山県告示第1236号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字光道3282番1地先から同町大字山野字孫田3300番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字孫田3300番1地先から同町大字山野字孫田3299番1地先まで	旧	4.00 } 9.40	140.20	
同上	新	12.70 } 38.60	137.30	

和歌山県告示第1238号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字孫田3300番1地先から同町大字山野字孫田3299番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字孫田 3299番1地先から同町大字山野 字見寄2432番3地先まで	旧	4.03 } 7.98	129.40	
同上	新	11.57 } 52.12	121.20	

和歌山県告示第1240号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字孫田3299番1地先から同町大字山野字見寄2432番3地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字見寄 2432番3地先から同町大字山野 字佛串2481番1地先まで	旧	3.80 } 21.30	1,251.30	
同上	新	8.70 } 54.00	1,207.80	

和歌山県告示第1242号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字見寄2432番3地先から同町大字山野字佛串2481番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字佛串2481番1地先から同町大字山野字五本松3330番9地先まで	旧	4.10 } 7.43	182.60	
同上	新	9.39 } 19.70	181.25	

和歌山県告示第1244号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字佛串2481番1地先から同町大字山野字五本松3330番9地先まで

供用開始の期日 令和3年12月10日

和歌山県告示第1245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年10月8日

至 令和8年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第1246号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 認定番号 建字第11250003号

2 認定日 令和3年12月1日

3 対象区域 岩出市野上野字善ノ木97、98-4、98-5及び98-6並びに同市野上野字追越127-1、127-11及び127-13

4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
那賀振興局建設部

和歌山県告示第1247号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和3年12月10日

和歌山下津港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489）

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から24度45分41秒 1,748.33mの地点

2の地点 1の地点から342度30分22秒 0.71mの地点

3の地点 2の地点から72度30分03秒 15.61mの地点

4の地点 3の地点から347度48分05秒 19.40mの地点

5の地点 4の地点から69度56分10秒 1.23mの地点

6の地点 5の地点から167度48分05秒 2.20mの地点

7の地点 6の地点から257度48分05秒 0.50mの地点

8の地点 7の地点から167度48分05秒 16.65mの地点

9の地点 8の地点から164度43分31秒 1.37mの地点

(3) 面積

26.50㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番、1337番1及び1337番2の地内並びに1337番、1337番1及び1337番2地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からトの地点までを順次に直線で結んだ線及びトの地点とイの地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

イの地点 基点から23度48分19秒 1,715.13mの地点

ロの地点 イの地点から342度30分03秒 31.93mの地点

ハの地点 ロの地点から252度30分03秒 161.28mの地点

ニの地点 ハの地点から342度32分58秒 22.66mの地点

ホの地点 ニの地点から72度12分10秒 228.46mの地点

ヘの地点 ホの地点から162度12分10秒 29.96mの地点

トの地点 ヘの地点から167度48分05秒 25.93mの地点

(3) 面積

7,432.83㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和3年10月12日

和歌山県告示第1248号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域(港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。)及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件(みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。)を、次のとおり指定し、令和4年1月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港和歌浦・海南地区の臨港地区内のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

(1) 次に掲げる物件であって、(2)に該当しないもの

ア 船舶

イ 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車、同条第3項に規定する原動機付自転車及び同条第4項に規定する軽車両をいう。）及びその部品

ウ 工作物

(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第27号

令和3年9月2日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

和歌山県監査委員 森田康友

和歌山県監査委員 河野ゆう

和歌山県監査委員 富安民浩

和歌山県監査委員 玉木久登

1 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理された。</p>	<p>注意事項 誤って支給した旅費については、返納手続きを行い、返納を完了した。また、一般社団法人わかやま森林と緑の公社給与等規程第13条の規定等に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>